

平成18年度第1回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成18年6月11日(日) 13:30~16:07
会場	静岡文化芸術大学 1階 講堂
出席者	鈴木修会長、伊藤修二委員、秋山雅弘委員、中山正邦委員、山口祐子委員
欠席者	有高芳章委員、井ノ口泰三委員、辻琢也委員
傍聴者	71名
報道関係者	日本経済新聞、静岡新聞、中日新聞、テレビはままつ、時事通信社、NHK、静岡第一テレビ、産経新聞、朝日新聞、SBS、毎日新聞、読売新聞、テレビ静岡、静岡朝日テレビ
浜松市	齋藤企画部長、古橋企画部参与、平木財政部長、杉山財政部次長、鈴木総務部長、鈴木総務部次長、飯田政令指定都市推進部長
事務局	小楠事務局長、松浦、花井、山名、竹内、辻村

《会議の概要》

1. 平成18年度第1回目の審議会として、鈴木会長からあいさつがなされた。
2. 浜松市行政経営計画について、企画部から説明がなされ、委員による審議がなされた。
3. 浜松市新公会計制度研究会について、財政部から報告がなされ、委員による意見交換がなされた。

《会議次第》

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 浜松市行政経営計画について
 - (2) 浜松市新公会計制度研究会について
3. 閉 会

《会議の経過》

- 1 開 会

事務局

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今から、平成18年度第1回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。

委員の出席状況ですが、本日は有高委員、井ノ口委員、辻委員が所用のため欠席です。5名の委員の方々のご出席ですが、秋山委員が交通事情によりまして、若干遅れるとのご連絡がありましたので、ご報告いたします。当行革審は、昨年8月の発足時に市長から諮問された浜松市政全般にわたる事項の審議、中でも職員給与及び定員管理に関する事、企業会計並びに特別会計に関する事、外郭団体に関する事について集中審議をいたしまして、昨年12月に緊急提言を行い、本年、平成18年3月13日に、市長に対し答申書を提出いたしました。市におきましては、この答申を受けて、新たに平成18年度から平成21年度までの4カ年を踏まえた浜松市行政経営計画が策定され、去る3月31日に公表されたところでございます。本年18年度の当行革審は、答申を受けて策定されたこの浜松市行政経営計画の進行管理を中心に、行財政改革の進捗状況を重点的にチェックしてまいりますとともに、新たな視点で提言内容のフォローアップをしてまいりたいとも考えております。そこで、本日は、この「浜松市行政経営計画」について企画部からご説明をいただき、委員による審議、質疑応答を行ってまいります。また、浜松市では行革審からの答申を受けて、「浜松市新公会計制度研究会」を発足し、これまでに2回の会議を開催しておりますので、これについても財政部からご報告いただきたいと思います。

なお、審議会開催にあたりましては、原則公開で行うことといたしており、本日、既にご入場いただいている傍聴者の方々につきまして、当審議会傍聴規程に基づき、ご入場いただいていることを申し添えます。

それでは、議事に移りたいと思います。これより議事の進行は鈴木会長が議長となり、会議運営を行っていただきます。

それでは、鈴木会長、よろしく願いいたします。

会長

皆様ご苦労様です。今、司会から話がありましたように、今年になって第1回目、公開としては通算第14回目ということになります。それから、勉強会が他に22回ございましたので、合計では36回ということになります。

今日の議題であります「浜松市行政経営計画」についても、勉強会は既に関催をしまして、一応、委員も理解をしているところでございます。今日は改めて「浜松市行政経営計画」について、市当局の説明を受け、その

後、こちらからそれに対する質疑をしていきたいと思います。特に経営計画については、既に行革の答申が出ており、それを織り込んでのお話だと聞いておりますから、どの程度織り込まれたかということも拝見をしながら審議を進めていきたいと思います。それでは、平成18年度第1回目の審議会を始めます。

2 議 事

(1) 浜松市行政経営計画について

会長

「浜松市行政経営計画」について、企画部から説明をお願いします。

企画部参与

「浜松市行政経営計画」について、企画部から説明。

会長

はい、どうもありがとうございました。大変スピードアップして100ページ以上の基本方針を口早に説明をしていただいて、すべてが分かったとは思いませんけれども、中身を見てみると、推進するとか、適切な処置をとるとか、検討するとか、必ずしも廃止を前提として考えられていないし、具体的な決定事項ではないと思っております。その辺を中心に質疑をしていきたいと思います。

まず第1に、先般、答申に対して9割以上実施するという発表が新聞に出ていました。本当に9割になるのかと私の方で調べた結果では、答申通り実施するというのは62%で、大幅に食い違っているということをまず事前に申し上げておきたいと思います。それはなぜかということ、例えば市長公舎の問題でも、18年度中に委員会を開いて審議するという事になってはいますが、審議するということと決定(実施)するということは全然違いますから、これは実施しないということと一緒にということになります。また、後から委員の質問にあると思いますけれども、報酬審議会を設けてそれに諮問すると書いてありますが、諮問するのはいいのですが、市当局としてはどのように考えて、どのような案で諮問するのかというのは何も書いてありません。これでは答申に対応して実施するという事には入らないと、例えて言えばそういうことだと事前に申し上げておきます。では、皆さん、それぞれご質問をいただきたいと思います。項目がいくつ

も分かれていますので、市が「実施する」という項目は除いて、まず1回目は市政全般について不明確な問題からご質問していただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

では、市政全般に関する事の中でトップの改革姿勢とあります。答申では、三役の給料・手当の見直し、退職金の大幅な削減、市長公舎の廃止・売却と申し上げたことに対する市の計画は、国、県に準拠するという対応が非常に多いわけです。

政令指定都市が全部で14、中核市が37、全部で51市あります。その中で市長公舎を持っているのは、政令指定都市14市の中では5市、中核市では3市の合わせて8市が市長公舎を持っています。そして、家賃を払っていないという市長は実は中核市で2人。政令指定都市は札幌と横浜の2人。中核市は3市が市長公舎を持っていて、秋田と浜松が家賃を払っていません。市当局が国に準拠や、他の都市とのバランスを考えてというのであれば、諮問なされる前に、市当局としての考え方をしっかりしなければいけないということです。この市長公舎の問題はなぜ準拠しないのですか。諮問というものも、今までどういう方が諮問機関の委員になっているのか知りませんが、浜松市と利害関係のある企業のトップが(委員に)なるのは非常に問題です。例えば、公金を扱っている企業であれば利害関係者になります。後ほど、新公会計制度研究会の委員選任問題についても質問したいと思っていますけれども、委員の選択によっては、初めから結論が出てしまうので、これから浜松市のいろいろな委員を選任する時は、利害関係人を除くという大原則をこれから打ち立ててほしいということを追加して申し上げます。先ほどの市長公舎の話になりますが、家賃を払っていないのは2つの都市しかありません。諮問なされるのは結構だが、市当局の考え方を出して、案をつくってほしい。国に準拠、他の都市に準拠するといいいながら、これだけは全然準拠していない。これでは一般市民は非常に疑問を持ちます。家賃を払っていないのが2つの都市しかありませんと発表したら、大変な問題になります。諮問はいいから、市当局の案をつくることをお願いします。市当局の対応分類は になっていますが、案がないのでこれは×ということになったわけです。新聞の報道によると9割は答申を実施するという事になっていますが、そういうふうにしていくと、私たちの判断は62.6%の実施ということで理解をしています。まず、これをもって申し上げておきたいと思ひます。

秋山委員

今の審議会、委員会がたくさんあるという事も含めてですが、浜松市行

政経営計画の12ページに「第3章 推進体制」というのがありまして、初めのところに、「市長を本部長とする行財政改革推進本部を設置する」と書いてありますが、私が今日少し遅れてきたので、もう説明をされているかもしれませんが、確認という意味でお伺いしたいと思います。同じページに、「3月までは、行財政改革推進審議会が計画の進行を管理」し、「平成19年4月からは第三者機関として（仮称）都市経営会議を設置します」ということで3つ内容がありますが、最初の行財政改革推進本部というのはできているのでしょうか。それからどのような方がメンバーなのか伺いたいと思います。

企画部参与

現在の行財政改革推進本部は、新たな行政経営計画の進捗状況や、この前（従来）の行政経営計画につきましてもチェックをしておりますことから市長を本部長とする行財政改革推進本部が現在出来ております。メンバーは、庁内の各部長が委員になっております。

秋山委員

ということは、その本部は推進するということで、監査、監視の話ではないわけですね。

企画部参与

これは庁内での推進組織でございますので、チェックする体制は、庁外でのチェック体制が主になると思いますが、当然、内部でのチェックも含めて推進して行くという趣旨でございます。

秋山委員

行財政改革推進審議会は、継続して外部的な計画の遂行についてのコメントやアドバイスをする組織と考えていいのでしょうか。

企画部参与

来年3月までは任期がございますので、ぜひその間につきましては、チェックをお願いしたいと思っております。ここには記載してございませんが、当然、議会もそうした役割を担うものということで、先ほど説明させていただきます。

秋山委員

そういう意味でいきますと、去年までの行財政改革推進審議会が公開で十何回かありましたが、実は一度も市長にご出席いただけなかった。基本的なところや、細かい説明は部長さんをお願いすればいいと思いますが、

推進本部の本部長が市長になられるとしたら、行財政改革推進審議会には、市長さんにおいていただいた方がいいのではないかと思います。それについてご意見を伺いたいと思います。

企画部参与

もしそうした方がよろしければ、まず事務局にお話をしていただければ、市長にお伝えいたします。

秋山委員

去年までの動きは、どちらかという私たちも勉強の方が多くて、細かいところを質問しながら詰めていくという段階でしたが、ある程度、提言書、答申もまとまりましたし、それを実際に推進していくという計画も出てきました。行財政改革推進審議会も去年ほど回数は多くなく、2カ月に1回程度だと思います。推進本部長が市長であるという意味では、2カ月先の予定なら組めると思いますので、ぜひ出席していただけたらありがたいと思います。その中で、先ほどの市政全般に関するところなど、直接お聞きできるのではないかと思います。

会長

今のところと関連して、平成19年4月からは政令指定都市になり、第三者機関としての都市経営会議を設置するという事は、庁内の部課長で構成するという意味ですか。

企画部参与

12ページの(2)に記載がありますように、第三者機関として設置するという事がございますので、今回の行財政改革推進審議会と同様の独立した機関として認識しております。

会長

わかりました。今度は、行財政改革推進審議会ではなく、都市経営会議が行革について監視するという意味ですか。

企画部参与

名称は仮称でございますが、今はそうした名称を冠しております。

中山委員

先ほど、会長が利害関係者という表現を使って、人選に注意してもらいたい、注意してもらおうというよりも外してもらいたいと話がありましたが、この問題について、市側はどのような方を利害関係者と考えられているの

か、そのような格好で今後進むのかどうか。最初の三役等の給与に関するものについては審議会をつくるということでしょうが、私も、特別職報酬等審議会において、給与手当は審議してきましたが、退職金という項目は入っていませんでした。すべてを審議会の中でやるのか、こういうことも含めて、この2点について少し教えていただきたいと思います。

総務部長

特別職報酬等審議会の審議項目は、行革審から答申をいただきましたので、それに沿って、特別職が受ける給与すべてを対象にしていきたいと考えています。今までは給料だけということでしたが、退職金も含めて考えております。

企画部参与

利害関係者のご質問でございますが、利害関係者の定義は難しいと思います。例えば、駐車場のあり方を検討するといった場合、現に駐車場を営んでいる方々の意見を聴く必要もあるかと思ひますし、交通政策等を考える場合に、公共交通機関の担い手であるバス事業者などの意見を聴くということも必要になると思ひます。その場合に、利害関係者としてすべて排除して行くのはどうかなど、少し難しい点を含んでいるなど考えております。

伊藤委員

会長からお話がありましたように、行政経営計画の中では、三役の退職金と市長公舎のところは、こういうふうになりやすいのかなと思ひました。我々答申でも感じましたが、やはりトップの姿勢が一番重要だということですから。そういう意味では、行財政の実務がこういう形であったとしても、検討の中身はこういうことだというトップのメッセージがあると、市民にとっては非常にわかりやすい。今までは、いろいろな行政の言葉をどのようにはかたらいいのかわからなかったのではないかと思ひます。トップとしてはこういう方向、実務レベルは検討してこうなっているという、トップの姿勢が非常に重要だろうと思ひますが、この答申には、市当局のトップの考え方が現在出ていないというのが非常に残念だと思ひます。それと同時に、そのような方向の中で、特に区政、区のところについて時間を入れて、合区を前提に検討をしてくださいと、時間と方向性が抜けてしまっていて、不断の努力を見直しますという表現になっています。ともすると、5年経っても、7年経っても、行政の人は一生懸命検討、努力はしていますと同じことを言うことになるのではないかと心配します。

やはりこういう時間とか、方向性を検討に入れて、行政の方向を決めていただくということが非常に重要なのではないかと思います。

今回の中で、特にこの市側の90何%と、会長の言う60%強という差が非常に大きいと思っています。以上です。

会長

利害関係者で駐車場の例が出ましたが、例えば、労働協定の締結は、労働者側委員、経営者側委員、中立委員でやります。だから、駐車場なら、駐車場を持っている人、駅前を利用する人で駐車場を持っていない人、中立の人と選びます。私が言うのは、駐車場を持っている人ばかりが集まって駐車場の料金を検討したらおかしくなると申し上げているのです。自分のことを自分で決めると値段が高いほうがいいということになってしまう。この間も新聞に出ていましたが、民間駐車場の駐車料金が平均200円（正しくは280円）に対し、官（公共駐車場）は280円（正しくは360円）。だから、この前、私どもが官を無料にしろと申し上げたのです。中心街へお客さんに来てほしいなら、無料にしてどんどん行ってもらおう。私は、常識的なことだと思います。しかし、駐車料金は取りたい、中心街には来てほしいというのは、少し虫が良すぎます。しかも官の方が高い。だから、駐車場を持っていच्छる方と持っていच्छらない方と、中心街を利用する一般のお客様の三者が同数で、どういう意見で、どうするかという審議をしてほしいと言っているのです。

だから、今の給与の決定、退職金の決定は全く違います。利害関係者を選ばないのは非常に難しいということは、私には全然分かりません。白か黒か、黄色なんて無いのですから、簡単に選ぶことができますと思います。例えば、浜松信用金庫。市の公金を扱っています。そこの大将が出て行って言われたら、それは公平な判断は出来ません。そのようなことは常識です。そういう点で、先ほどから話が出ている、公正な委員会を作ってくださいということをお願いしています。むしろ、委員会の数が多すぎるということも事実です。我々は、今回は辞退しました（平成17年度委員8人中辞退者7人）が、委員一人に1日8,800円支払われるそうです。去年延べ1,000人の委員が選ばれて、8,800円ずつ払われているという大変な金額です。そういう点で、少数精鋭で運営していただくということ、これは絶対必要だと私は思います。

山口委員

少し細かな質問になって恐縮ですが、先ほどご説明いただきました、こ

の実施計画で145億円位の節減が出来るということですが、例えば「地域の力を結集して新たな公共空間の形成とか…」いくつか書いてあります。私はその最初の所が自分の分野なので具体的に想像できるのですが、例えば1億5千6百万円位が市民協働で節減できると書いてあります。私の質問なのですが、この数字は、後から出てくる1,012項目、1,012件の項目を理解し、編集積算した結果としてこういう数字が出てくるのですか。職員の方々がこれを積算されたのか、部長なのか課長なのかも知れませんが、具体的に、各部のどのレベルの方が節減しなければいけない、効果的に税金を使わなければいけないと意識すれば、こういうことが可能なのか、市民の目線からご質問申し上げているのです。例えば、後にご質問申し上げたいと思っている外郭団体に対する事業委託というのがたくさんあり、それに相当の問題があると私は思っています。その委託を立案して、お金を計算している方達の立場が変わっていかないとこの総額は変わらないわけですが、どういう指示系統のもとにこのすべての数字が積算されているのか、そのプロセスを市民が理解できるようにお話、教えていただきたいのです。この巨額の数字を、ただ頷いているわけにはいかないというわけです。

企画部参与

ご質問の節減額の積算方法についてでございますが、個々の事業によって積算の仕方が違うと思いますので、詳細な説明は出来かねます。これは直接的な経費が主になっていると理解していますが、それぞれの事業に関する積み上げをし、その積み上げたものが、ここにそれぞれの推進項目にまとめた数字になっております。ただ、個々の事業につきましては、それぞれの実施計画が平成21年度までの計画となっておりますから、例えば平成19年度に廃止すれば、向こう3年間はその廃止効果が及ぶものとして3カ年分足した分の節減額というようなこととなります。

財政部長

一応、各部局、各課レベルにおいて、こういう事をやらなければいけないと思っています。これぐらいの節減額になるというのは、部局横断的にやっています。その積算方法としては全国一律のものです。今、参与が申し上げた積算方法というのは集中改革プランといたしまして、全国一律で、全国的に行革の計画を作っています。その作り方、積算方法をとっているということです。

山口委員

おそらくその1,012件というものがベースになるのですね。ここに平成21年までの達成率というものがありますが、単純に言うならば、今、部長、参与がおっしゃった、今この事業はやめましょうとか、これはこういうふうにしましょうということを、その担当課が簡単に予想できるという前提に立って計算されているということですね。

財政部長

しっかり考えていると思います。簡単には考えていないとは思いますが。

会長

私から市政全般についての問題点を羅列しますから、記憶しておいて下さい。トップの改革姿勢については、先ほど、中山委員、伊藤委員、私の方からも話をしましたので省略いたします。

市政運営基準の統一化ということで、戦略的行政経営システムの構築というのが、平成21年度までに構築すると書いてありますが、目線、具体策がありません。私どもがここで申し上げているのは、国への準拠ではなく、市の、地域の目線で市政運営基準を統一化してくださいということです。

政令指定都市100万人に対して80万人、市中心街への人口集中度は58%、47~48万人位と6割を切っている。大体、政令指定都市は、市の中心部への人口集中度が98%から87%位が主なものに対して、浜松は58%と極端に低い政令指定都市なのです。だから他の政令指定都市と比較すると危険なことになります。面積も市の中では2番目に広く、農業生産高が2番目に大きいという、今までの政令指定都市とは少し違った都市なのです。そういうことを考えると、浜松市の置かれた立場の目線でものを考えていただく経営計画を立ててほしいというのが基本の1つであります。それから、次に監査制度の問題についても、1人は公認会計士にするということになっていますが、こちらは全員(2人を)公認会計士にしたらどうですかということを言っています。専門の知識があるということで市役所の人を監査委員になりますが、例えば農林行政をしていた方が監査委員になることは非常に難しい問題があります。そういう点で、監査補助員というものをつくって、公認会計士から専門的な指導をいただくというようなことが少し抜けているかなということです。それから、私も今までいろいろなことを申し上げてきました外国人との共生ということですが、これは3万何千人いる浜松市に在住する外国人の子どもの教育と、家族の病気の問題という点です。皆さんご承知のように、ドイツにおける

トルコ人の問題と同じような問題です。これは10年、20年経ったら、日本語もポルトガル語も片言、というような子どもが一杯になるということです。せめて、義務教育の分野だけでもいいから、日本人の子どもと同じような支援制度をつくってあげてほしいということです。今、特に小学校、中学校が過疎・少人数化して、使われていない校舎が多いわけですから、そういうところを無料で貸してあげればそれだけ授業料が安くなる。今、授業料が4万円位になってきて、いろいろな補助金をつけて1万5千円位になってきているけれども、これをもう少し安くしてあげて、小学校、中学校の義務教育だけはきちんとしてあげるということを考えてくださいということです。医療の問題もありますが、子どもの教育が一番重要です。今のうちにきちんとしておかないと、20年経って日本語もポルトガル語も片言の子がうようよいることになったら大変な問題になります。この間、ある外国人学校で、私立の学校制度を認める認定を取りなさいと言って取りましたが、年間140万円の補助金しかありません。それでは子どもの教育はできていかないということです。それをお願いしたいということが一点です。皆さん方は抽象論だけで言っています。国や県、民間企業、NPOやボランティア等々協力しながら行うと言いますが、何を行うのか全然分からないという状態です。だから、小学校、中学校の義務教育の分野だけでも外国人を何とか考えませんかと申し上げているのです。浜松は工業都市だから、人口に占める割合が3万何千人でしたか、非常に高いのです。これは放っておくと大変なことになります。

それから、議会活動の専用の調査機関の設置というのは、市政全般に対して答申の依頼があったことから、議会活動専用の調査機関を設置して、市議会の先生方が何でも資料を取れるように、いろいろな問題が分かるようにというような調査機関をつくったらどうかということです。市側に聞くと、質問の中身がわかって困ってしまうというような話も聞くわけですから、中立的な調査機関を作ってはどうかという提案をしているわけです。これに対して、市議会の関係は全部未掲載になっています。未掲載というから、何かに載せてないということで、この書類に載せていないということなのですね。書類に載せる、載せないという問題ではなくて、そのことを実施するのかもしれないのかということですから、未掲載という回答では回答になっていないのです。市議会の皆さん方に対しても、議会運営委員会に任せてこちらは知らないと市当局がいうのと、先ほどの市長の給料の件と同じです。我々は市長からの要請に基づいて、市政全般ということで、市議会への答申をまとめた。それを市議会運営委員会に任せるとい

うことでしたら、私たちが直接市議会とお話をしていいのですか、ということになります。市の皆さんは「それは待ってください、我々がやりますよ」と言われますよね。市議会から諮問されているわけではないのですから。その点で、今問題になっている調査機関の設置、議員定数、政務調査費、費用弁償の見直しというのが、市当局としてこういう提案を議会にしますという具体案があればいいのです。丸投げでというならこれはやらないということになってしまいます。もしも丸投げでおやりになるということであれば、我々に市議会と直接お話してくださいというなら、我々もそれはやぶさかではないが、そうすると、市側の面子も立たなくなるのではないのでしょうか。答申に対する答えとして未掲載という回答はおかしい。載せなくてもいいから、しっかりとしたアクションを起こしてくださいということです。それから、本会議と委員会の充実ということです。ラジオやCATVがありますから、本会議、各委員会が公開になっていたら、CATVでやらせていただくということはいかがでしょうか。これは議会の先生方が駄目だとおっしゃるのか、どうおっしゃるか分からないのですが、皆さんの案も考えてもらわないといけないと思っています。

それから、将来を見据えた区政の見直しということについては、区政の早期確立を図る、さらなる充実に向けて、不断の見直しを行うということですが、言っていることは内容を充実するとか、一生懸命やりますということを行っているわけであって、基本の合区ということについては一切触れていないわけです。だから、2万人になっても1つの区を作るとか、大変小さな人口密度になった場合は20万人とか、25万人に1つにするとか、何か1つは、ポリシーを持たないといけません。この間、国会でも鳥取県と島根県は、1県にしましようという案が出ました。高知県は人口70万人か80万人だと思います。浜松市より面積は広いけれども、実は人口が少ないのです。だから、道州制の問題が言われているのです。やはり一つの哲学、経営の哲学をもって、流れに任せてということではなく、面積が広いということと、人口が少ないということとをどのようにバランスよくしていくかという納得できる説明をすればいいのです。人口は2万人だけど、面積はこんなに広いからこうする、だけど、区役所の機能はこうするというような、そういうことにしっかりと取り組むということが必要です。それから、執行機関、附属機関の組織の見直しということについても、見直しを行う、的確に反映をさせるというような抽象論になっています。農業委員については、委員数を削減すると明確に示されています。だけど、各種委員会はそのようになっていない。先ほど申し上げた年間延

べ1,000人が委員になるというようなことについて、例えば、17年度は1,000人であったから、これからは、その趣旨に応じて七掛けの700人位を目途にするとか、1つの指針を示してほしい。あるいは、委員の報酬8,800円ですか、8,800円を5,000円にするとか、そういう目途を、具体策として1つ作ってほしいと思います。見直すといっても農業委員会の委員数だけしか見直してありませんから、的確に反映するというのはどのように反映するか分からないため、行革審は×や にしているということです。それから、郷土の学術、文化・スポーツ、芸術における功労者の顕彰というのは、その地域に深く根差す功労者は、その地域で顕彰すればいいと思います。私たちが心配するのはどういうことかということ、補助金を頼みに来る。必ずそうなるのです。20年経って雨漏りがするから直してほしいとか、何周年記念事業を実施するから補助金を出してほしいということになる。したがって、全市を統一しておかないと、やりにくくなるから一定の基準を設けなさいということです。名誉市民もそうです。各自で作ればよいといって作ったらどうするかということです。全市統一しないといけないと思います。それと全く同じです。補助金を一切出しませんというならいいのです。そういう点で明確に打ち出してもらいたい。現在の顕彰碑とかもう何回も申し上げているのですが、賀茂真淵は補助金でやっていて、金原明善翁は民間が全くの独立で市の補助金を一切受けないでやっているというふうに、バラバラになっているのです。だからそういうものを統一しておきなさいということです。あれもこれもと言い出すと、非常に多くなってしまふ。なぜ私がそのようなことを言うかと申しますと、これから少子化の問題と介護の問題に、あなたたちが想像する以上にお金がかかるのです。だから、例えば三番目の子どもから補助金を10万円にするといっても、我々はあまり反対しないと思う。だけど、今申し上げたような問題には、補助金を出すことは反対です。介護の予算というのはこれからどんどん増えていく。また、ご婦人の方々に子どもを産んでいただくというようなことについての問題について、生活的な問題もあると思います。そうすると保育園をつくるとなり、市でつくれば高くなるから民営化する。そういうところへ重点的に補助金を出していくということなら、これはいい話だと私は思います。重点的に何にお金を使うかということ、少ない金額の中で、何に予算を向けるかということで、なるべくそういうことは減らしなさいと言っているのです。それから、広報はままつの配付も、自治会に頼むよりも新聞折込の方が安いということが分かっているのであれば、一度やってみてはどうかと思います。何が支

障になるのか。新聞をとっていない人はどうするのかという話があるかもしれないが、自治会で配付しても読まない人はどうするのかということになってしまう。そういう点で、市民サービスセンター、地域自治センター、区役所に1部は置いておいて、見ていただくというようなことは考えなくてはいけないと思います。そういうことはなるべくコストを安くしてはどうですかと申し上げているのです。これについて、計画未登載になっていますが、現行どおりの配付ということですか。引き続き費用対効果という、これは枕詞です。なんでも費用対効果と言えればいいと思っている。それから、広報官の登用ということは、人が増えるということだから、お役人というのはすぐ飛びついて広報官をつくらせているが、これは難しいお役所言葉で言われたら困るので、民間人を登用しなさいというのが基本なのです。だけど、広報官をつくりますということであって、民間人の登用ということは抜けてしまっている。だから、そういうのを自分勝手に解釈されては困ります。あくまでも、民間人で、お役所言葉を使わないでくださいということ。後ほど、私、申し上げますけれども、「収納率」というのがこの間出ていました。98%で云々とありましたが、パーセンテージではダメなのです。この間、29万台あるという軽自動車税の納入ということが98.何%だということで、一般市民税よりも落ちると書いてありました。金額でいうと総額15億円位です。

財政部長

1億5,000万円位です。軽自動車税ですね。今、ぱっとは出ませんけど。15億円ということはないです。(正しくは、平成18年度軽自動車税当初調定税額 約13億900万円)

会長

7,000円と4,000円と1,000円というのを5,000円と計算するとそうなります。そういうものもパーセンテージで書くとおかしくなります。絶対金額で書けばいいのです。広報官をおいても収納率が98.何%というようなやり方ではなくて、どのくらいの税金が入らないのか。広報は、パーセンテージを使ってはダメです。

民間企業の会計方法の導入と会計基準というのに対して、私は新聞しか読まないの、あなた達の話は直接聞いたわけではありませんが、新聞に浜松独自の方式と出ておりましたけれども、別に浜松独自の方式をやらなくても、東京都がやっているわけですから、それを見習えばいいと思います。費用対効果がどうだこうだといいますが、それは解釈の仕方です。

そういう点で私ども民間の企業会計の導入というのは、特別なことをやっていただくということは考えていない。それから、国民健康保険(被保険者)のことですが、保険料を納めていない方々に対してもっとシビアにやりなさいと言いたい。これは民生委員の皆さんの活用ということもお願いをしなくてはいけないと思います。そういう点で改善を図っていくべきだと思います。最後になりましたけれども、中心市街地の活性化対策ということに対しては、これはわかったようなわからないような話です。中心市街地の活性化の問題については、市がどういう立場であるのかという明確なものをやらないと、ザザシティや松菱の問題にしても、今、ザザシティは揉めているでしょう。市の責任は何か、市はどこまで介入したか、これが全然明確になっていないわけです。だから、地権者と銀行と市でお互いが悪いとなすり合っている。誰が悪いかは知らないけれど、三者が悪いことは事実です。当事者は三者しかいないのだから。みんなお互いになすり合っているけれどもそうですよ。銀行はお金を貸したから悪い、市は指導したから悪い、地権者は自分は知らないからと言って任せていたのが悪い。三者しかいないのだから、三者の責任なのです。そういう点を明確にして解決をしていかないと、解決はできていかない。中心市街地活性化区域の松菱もそうです。あれだけ市の中心部の活性化をやりたいということで、べんがら横丁を呼びながら、あるいは補助金も出しながら、期限なしでやったから、遅れ遅れになってしまった。普通の市街化区域の活性化だったら、急ぐのだからと期限をきちっと決めて契約を結ぶということにしないと、もっと責任体制をとらないと、今まで出来たものはどうするかは別として、今後の体制として中心市街地の問題は、責任体制を明確にして、どこまでが市の責任で、どこまでが当事者の責任、どこまでが銀行、コンサルタントの責任ということをも明確にしてやっていくということでない、ザザシティの西もつまずくが、真ん中もつまずく、松菱もつまずくが、イトーヨーカドーもつまずくということになる。だから、内装に5億円補助する、固定資産税も、事業所税も、市民税も免除するというのでは、スズキやヤマハみたいに地域に根を下ろしている企業は、一度も市民税も法人税もまけてもらっていないのに、突然中心に来る事業者には安くするということになる。これはとりもなおさず、市のお金でやるということは、我々が納めた税金を使うということなのです。このようなことをやっていたら、浜松市から逃げ出しますよみんな。製造業が税金を納めて、商業が金を使うようなパターンになっていないですか。そういう点で、もっと中心市街地というのはしっかりした、しかも先ほど中心部でも申し上げた80万人

の中で都市中心部集中率が58%、ご承知のように6割です。静岡は78万人だけれども、市の集中率が87%。圧倒的に静岡市の方が、中心に集まっている。そういう中で、もっとどうしていくかということを考えないと、いけないということだと私は考えます。以上、市政全般についてまとめたものですが、これまで申し上げたのは、委員と事務局でまとめた代表的な例をこれだけ申し上げておいて、もし、なければ、第2項の職員給与の改定と定員管理について進めたいと思います。

秋山委員

最後のページだけひとこと言わせてください。23ページですね。今ちょうど話が出た、中心市街地の活性化対策のあり方とありますけれど、まず対応のところですが、横棒(-)で未登載になっていますけれども、未登載と未対応の違いは何だったのでしょうか。

企画部参与

A4判1枚の「対応状況について」というものがございしますが、その裏面をご覧くださいますと、対応分類で未対応、計画未登載としたものが内訳に載ってございます。ここでの分類の考え方でございますが、未登載につきましては、今後、行政経営計画の中で進行管理する必要が出た場合には、登載をしていくものとして整理をしたものでございます。未対応につきましては、例えば、経費の面とか法に定められているものとか、制度的な観点から変更しない方がよいというようなものにつきまして、未対応として分類したものでございます。

秋山委員

この23ページの未登載ですね、それはちょっと嘘ですね。というのは答申の中で書いてあることは、制度の枠を越えた支援や助成は行わないことと書いてあります。これだけ短く書いてあるのに対して、対応方針でこれだけ長く書いてあるわけです。長い言い訳を言っていると思うのですが、その言い訳の中を読んでいくと、真ん中あたりに地方公共団体や施行者に対しては、事業に要する費用の一部を補助することは出来ると定めているとあります。一番最後のところですが、中心市街地の実情に応じた必要な支援策を講じていくものである、もう最後のところで違いますよ。越えた支援や助成は行わないことに対して、今後も支援策を講じていくと書いてあるのですから、これは横棒(-)ではなくて、十分検討した結果×ですよね。違いますか。教えてください。むしろ×と書いていただいた方がスッキリすると思ったのですが。横棒ではなくて。

企画部参与

今後掲載する可能性のあるものにつきましては未登載としたものでございまして、ここでの対応方針につきましては、現時点における考え方を記載したものでございます。中心市街地の活性化対策のあり方については、経営計画の中では、対応方針はお示しをしてございまして、ここで答申をいただいたものに対する現時点での考え方として、このA4の横の対応一覧でお示しをしているところでございます。

秋山委員

この対応方針に則って経営計画書が作られたわけですから、対応方針でここまでしっかり必要な支援策を講じていくと言っているのであれば、それが確かに経営計画には載っていないとしたら、未対応ではなくて未登載ですけれども、載らない理由が、答申の内容と違うことを市の方は考えているから載らないわけですから、ここは本当は×ですよね。

企画部参与

ここでは最後の段落とその前迄の段落には、時期の違いがあります。1番最後のところにつきましては、今後そういう可能性がある場合にはこういう方針でやるべきではないかと、現時点では考えているということであって、その前までの段落につきましては、答申にございますように、市は都市再開発法等を根拠として、予算の範囲内で、事業実施者に対して補助金交付を実施してきたし、今後もこの制度に沿った支援や助成をしていきたいと考えているのが大前提となっているということでございます。

秋山委員

ということは×ですよね。×と直していただいた方がスッキリするのです。促進していきたいですよね。答申の方は、制度の枠を越えた支援や助成は行わないことと書いてあるのですから。再開発事業を本制度に沿った支援や助成により促進していきたいということは、支援や助成はこの先もしていきたいと。支援策を講じていくと、このこの対応方針の長い文書の中にしっかり書いてあるのでこれだけ書いてあるのであれば、ここは×と書いてほしいです。

会長

これをみると、今後も本制度に沿った支援や助成により再開発事業を促進していきたいと考えているとありますね、従来どおりやっていきますということなのです。本制度に沿ってやってきたのですが、ザザシティも何もかも揉めてしまったということ。そして、揉めたけれど、本制度に沿っ

て今後もやっていくということです。だから、秋山委員がこれは×ではないかと言うのですが、正に×です。先ほど私は言っているのですが、答申どおりやってほしいと言っているわけではないのです。「やる」のか、「そうはおっしゃるけれども、それはできません」という、本来ならこの2つしかないのです。そうではないですか。保留はあるかもしれませんが、ただ、棒一本(-)というのではないはず。だから、中間的で抽象的な表現では、やるのか、やらないのか、やらないのなら、どういう条件の時はやりません、どういう条件だったらやりますというのがあると思うのです。だから、その辺を明確にしてほしいのですが、非常にどちらにでも取りやすい話になっている。だから、勉強会の時に委員で話をしたのは、257項目を全部並べてしまって、市がやりますというのは、未登載は棒一本(-)と書いて、それを19年度の終わりにどれをやったかやらないかというを書いていくとはっきりします。90%になるのか、60%になるのか、2年で分かってしまうのです。2年で分かってしまうのだから、やるのか、やらないのか、保留なのか、あるいは、一部は実施、一部はやめるとか、そういうふうに、私の言葉はきついかもしれませんが、はっきりさせることによって疑問が出なくてスムーズにいきます。それをやってくださいということです。だから、未登載というのは、トラックに荷物を積まなかったようなものでそれはおかしいですよということ。そういう点ははっきりしてほしいということですね、秋山委員。

秋山委員

会長がおっしゃるとおりで、私たちは、本当に行政のことは素人ですし、1年間勉強させていただいたただけなので、答申の中に勉強不足での不備があるかもしれないと思っています。そこのところについては、答申が違っていると、よくないから×なんですとハッキリ言っていた方が明確です。やるのか、やらないのか分からないのに、90%やっていただけというのと、やってよかったと思っていたのですが、これを見る限り、言ったことと実際にやることは全然違うわけです。区役所の問題でも、合区を前提としたというのを入っていますが、お答えの中には合区という言葉は1個も入ってなくて、その時点で見直すというわけです。ですから、今の時点で、7つの区割りが多すぎるのかどうかという判断がなくて、ポリシーがなくて、わからないけど、何年後かに見直すと言っているわけです。委員会で言っていることはもっと明確で、合区を前提とした区割りの見直しです。そういう意味でいくと、ほとんどのことは×という答えをいただいているように思うので、の中にも大分ではないところもあるし、

の中はほとんどやっていないと同じだし、横棒(-)のところはまさに明確に×なのだろうなというふうに思います。新聞記者の方が90%実現すると書かれてしまうと、私たちのやってきたことが本当に実現するのだと安心しきっていたのですが、こうやって見ていく限りは、ほとんど出来ていないように思えるのです。ですから、×は×で書いていただきたいということです。

会長

では、この辺で次に移ってよろしいですか。今度は、職員給与及び定員管理に関することに移りたいと思います。みなさん、こちらでお配りした資料の9ページを見ていただきたいと思います。

諸手当については特殊勤務手当、諸手当の見直しは浜松地域の民間企業の実態を踏まえて諸手当約24億円、特殊勤務手当2億1千万円、合計で26億円を見直して、全部廃止しなさいという答申を出したのに対して案が出てきたということです。それでよろしいですね。第一に質問ですが、この間、私たちは、包括外部監査人を昨年度担当された、松島公認会計士を一日お呼びしました。包括外部監査で昨年は給与、まさに給与諸手当を取り上げられたのです。我々より詳しくお調べになられたものですから、松島公認会計士をお呼びして勉強会をやったのです。我々も松島公認会計士がお作りになったぶ厚い資料を全部読んだわけではありませんけど、その中の重要な点を抜粋して説明を受けたということです。それを一応前提としてお話をしていきたいと考えております。それで一つ問題は、全部、国に準拠するという問題なのです。国より高い手当を払っているものはこの際、国に準拠して下げますと回答があるわけです。その代わりに、国に準拠した手当はやめませんとこう言っているわけです。行政改革というのは何かというと、改革なのです。東京の中央官庁に準拠するのであれば、何も行政改革とは言わないのです。例えば先ほど申し上げたように宮城県知事は、自分の退職金をやめますと言った。あるいは、どここの市はこういう手当を廃止すると言った。国に準拠だとか、今までの総務省でいろいろ法律で決められているものも、行政指導は払ってよろしいということで、払わなければならないとは書いてないわけです。払わなければならないのは、旅費と給料。それだけは、法律で払わなければいけませんよと書いてあります。あとは払ってもよろしいと書いてあります。だから、行革をやるということはそういう国に準拠するということではないと思います。私はよく言うのですが、東京の中央官庁の人たちは、沖縄から北海道まで通勤になる。あるいは、1時間半も2時間もかかって通勤している。その手

当なり、坪100万円もする土地を買って家を建てる人と浜松市の場合に、20万円で土地が買えるという所、あるいは、30、40分で通勤できるという所、あるいは転勤のない所。これを国の準拠でやっているから、地方がいけないということで、いつも新聞に出ていることは、地方に準拠しなさいと言っているのです。そして、松島会計士から聞いた話では、民間企業と比べて作った表には客観性がないと市当局は言っているということです。民間企業との給与との比較と言ったら、これは民間製造業との比較ということで、これは民間企業との比較ではないのではないかと聞かれました。製造業と民間企業とどう違うのか聞きたいのですが、むしろ、製造業で、一部上場企業を除いて考えた方がよいとすれば、もっと給料は下がる、低くなるのではないですか。だから、製造業であって、民間企業ではないというのだから、これはやっぱり驚きでした。どこを入れれば民間企業になるのか、製造業との比較だから、客観性がないという。客観性のない資料すら作っていなかったということも言えるわけなのではないか。その辺でちょっと認識を改めてもらわないと、私はいけないのではないかと考えております。したがって、包括外部監査の松島公認会計士の調べた大変膨大な資料に対してどう受け止めているかということが1つ。それからもう1つは、今申し上げたように、あのような結論が出た以上は対応をするということでやると、国の準拠ではなしに、基本的に浜松のレベルでの給与、定員ということでやっていかなければならないと思います。個々については皆さんからまたそれぞれ1つ出していただければありがたいです。

中山委員

個々の問題、手当の問題で少しお伺いしたいのですが。住居手当は国に準拠して見直しを行うということで、市の方では になっているのですが、持ち家等については段階的に国に準拠するよう見直しを行うということです。これは、段階的に国に準拠ということで、市の方が高いということです。ですから、こういう場合は段階的に、国に準拠しますよ、下げていきますよということだと言っていると思うのですが、それについて教えてください。

それからもう一点、通勤手当。これも距離については既存のソフトウェアを活用するなど、事務の簡略化を図るということだと言っているのですが、一般の企業では直線距離でやっていくのが通常の方だと思っております。ソフトウェアを活用する方が事務の簡略化を図れるのかどうか、手当の中でも住居手当、通勤手当について、教えてもらいたいと思います。

総務部長

まず最初に、住居手当の段階的に国に準拠ということでございますが、これはご指摘のとおり、現在、市の方が国よりも有利になっております。したがって国に準拠に持って行くということでございますが、これを段階的に是正したいというものでございます。それから、通勤手当算定に当たってのソフトウェアの活用でございますが、これにつきましては、既存のソフトウェアを使いますと、簡易に計算が出来るということでこの方法をとっていきたいと考えております。今、お話いただきました直線という方法もあろうかと思いますが、特に今回のように合併をしまして、山間地域を抱えるようになりますと、必ずしも直線で計算をするということが適当であるかを検討する必要もあるのではないかと考えています。

中山委員

1つだけ民間のことを申し上げておきますと、持ち家に対する手当てというのはどこの企業でもやっていないということだけ、1つ認識をしてもらいたいと思いますし、また、国に準拠するということが今まで来ているのですが、高いものについては段階的に落としていくということが本当にいいのかどうか。当然のことながら、行革審が言っている趣旨のことをよく踏まえれば、早急にそういうことにするという格好で、交渉してもらうということがいいのではないかと私は思っていますので、意見として申し上げます。

会長

今の住居問題にちょっと追加して言います。住居手当というのは民間では今はほとんどないです。それは路地に住んでいる人を基準にしたような話ですね。自分の家でも手当を払う、借りていても手当を払うということになると、公園から通勤する人は何ももらえないというようなことですから、あまりにこれはひど過ぎます。この答申は、そういうものは民間にはないからやめなさいと言っているわけです。それに対して市の現状は、国より高いのです。東京都が高く、浜松市が安いなら分かりますが、東京より手当が高いわけです。それは、即刻、第1段階として下げます。その次は廃止しますという段階的ならいいのですが、国より高いから段階的に国まで下げますということですから、市民の立場から見ると、ちょっとひど過ぎませんか。そういう点が独善的だと私は申し上げます。今、民間企業でもどこでも、住居手当を借家だからいくら、持ち家だからいくらと払っているところはないのです。だから、昭和20年代、30年代の生活給から能率給へどんどん変わってきているのに、まだ国より高い手当を下げるの

が段階的だと言うのです。それからもう1つ、中山委員の通勤手当の問題もそうです。これは民間ではコンパスで直線で行っている。だから、ソフトがあるとかないとかではなくて、直線で円を書いておけば分かるわけです。それをまだこだわっていらっしゃる。こういう改革をする時は、こだわってはダメなのです。思い切らないと。そういう点で、今の住居手当から通勤手当、管理職員の特別勤務手当、調査収納手当、調査収納手当でも、職員が滞納している人のところに行って、納めてくださいと交渉に行くと、交渉手当がつくということです。税務課の人は机に座っているのが仕事で、納めていない人の所に交渉に行くのは交渉手当が付くというようなことだから、これはやめましょうという話です。そういうありふれた日常の業務をやることに、手当を付けることはやめましょうという、それが基本なのです。人が手当を余計に貰っているからけしからんというふうに、我々は言ったのではなくて、日常の業務で手当を付けることはやめましょうと言っているのです。消防職員が、消防署で消防車を整備していれば整備手当が付くというのはおかしいと思いませんか。自分の車を整備していて整備手当が付くのかどうか。安全性を確保するためには、常に自分の車は整備するものです。これは日常業務です。出勤された時の危険手当とは違います。だからそういうふうに見ていくと、そういう問題がいろいろあると思います。ちょっと皆さんに申し上げておきますが、国の住居手当は月に2,500円なのですが、浜松市はずっと6,200円なのです。2倍以上です。持ち家の場合、国は新築から5年間2,500円。浜松は、60歳で定年退職するまでずっと6,200円もらえるのです。

総務部長

はい。それを国に準拠して見直しをしていきたいと思っています。

会長

見直すということは、金額を2,500円にするということと、新築5年までということですか。

総務部長

はい。国に準拠ですから、金額も期限もということでございます。

会長

それを段階的にやるというのは住居手当ですか。

総務部長

はい。こちらに記載をさせていただきましたけれども、住居手当につい

ては職員団体と協議をする中で、段階的に国に合わせいくということにしてあります。

会長

東京に住んでいる人でも2,500円だというのに、6,000円を段階的に5,000円、4,000円、3,000円にして3年計画で2,500円にするというようなことは、市民感情として納得できません。そういうことを考えてもらいたい。

総務部長

前日も申し上げましたので、少し水掛け論的になってしまうかもしれませんが、私たち公務員の給与につきましては、一つの背景として団結権(正しくは団体交渉権)とか争議行為というものが制限をされております。その代償措置として人事院勧告というものがございます。この人事院勧告に基づいて、国が適正と思われる措置をしておりますので、私たち地方公務員としても国に準拠することが適正であろうと判断し、そこに拠りどころを求めて現在の制度を作っているというのが基本でございます。したがって、色々な手当等につきましても、国に準拠しないものについては、見直しをしていきたいと考えております。

秋山委員

その根本が間違っています。何が間違っているかというと、労働三権がないと、スト権等がないから、民間に比べると公務員の給料が低いと言われていたのはバブル期までの話です。バブルが終わった後、民間というのは、可処分所得がどんどん下がっていくという状況であって、公務員ももちろん多少は下がっているのですが、今の段階では非常に保護された職種であるのが国家公務員、地方公務員です。私たちの答申の中では、廃止すべきものは廃止しようという非常に当たり前の意見を言っているのですが、国に準拠する云々の話というのは単なる言い訳にすぎなくて、下げたくないということなのではないかと思えます。とかとかいろいろと書いてありますが、これもほとんど×なのではないかと思えます。ちなみに住居手当については、給料の中に、明細書の中には書いてあるのかもしれませんが、結局最後は、現金に、お金のところにこれは住居に使いなさいとか、これは何かに使いなさいと書いてあるわけではないのです。結局お金です。ですから、絶対額で考えた時に、従来は認めますが、バブルがはじける前の公務員の給料は低かったと思えますから、その中でいろんな手当が付けられてきて、その時は国に準拠するというのが一番簡単ですので

それでよかったですと思います。でも、それから15年経っていますから、今の段階で見直しをする、それも廃止を前提として見直しをするというのが実は当たり前のことだというのが答申の内容です。それから、特に住居手当については、もう何年も前からなくなる方向に来ています。唯一残りそうなのが、非課税限度額のある通勤手当で、通勤手当については非課税という特例もあるものですから、どこの会社でもきつと残すと思います。ただし、それについては、ソフトウェアを活用する云々の面倒くさいことをする会社はもうほとんどないです。直線距離です。以上です。

会長

今の諸手当については行革の答申と市側の考え方の対立が一番はっきりしています。これは、×が書いてあり、非常にはっきりしていますから、この点については項目別にやったら限りないと思います。しかし、市当局が今おっしゃったように、団結権（正しくは団体交渉権）とかスト権とかを盾にしておやりになるのはもう古いです。民間で団結権とかスト権とか行使して、やっていらっしゃるところがありますか。あるとか、ないとか、法律で認められているとか、認められていないとかという問題ではないのです。民間の方はもっと利口です。あなた方が団結権とかスト権の問題をお出しになったら、もうそれは世も末です。市民感情を逆なでします。実態に合わせないといけません。今の住居手当でも、2,500円（国の持ち家）に対し、6,000円（市の持ち家）と違っているものを段階的に下げますというような、甘いことを言っていたらダメです。まず、2,500円までに下げる。その次は、時間も多少かかるかもしれませんが、廃止をするということが行政改革です。国に準拠するという考え方なら、何もかも国に準拠しますでいいわけだから、行政改革なんて大上段に振りかぶったことは言わない方がいいです。何回も言うように、今、各地の地方自治体は少子化と介護にお金がかかるから、他を減らそうと言っています。だから、そういう介護とか少子化は、国に準拠せずに出していきますと言うのであれば、みんな賛成してくれます。国が3,000円というのを、浜松市は1,000円加えて4,000円にしますと言うなら、みんな拍手喝采します。その辺の世論を見極めてやらないと大変なことになります。細かいことはいっぱいありますが、対立点が非常に多いので、これで手当の方を終わります。それと、この間、松島会計士も言っていたが、給料をこうしましょうということを言ったら、押しかけてきてちょっと怖かったという話がありました。私たちのところに押しかけてくることはありませんが、いろんな投書など、鉄砲玉はたくさん飛んできます。

中には死んじまえとか、市役所の部長連中をいじめているのではないかと。私は正しい議論をしていると思っているのですが、いろいろな人から見るといじめているように見えるらしいのです。貰っているものを減らせといっているのだから、いじめているのかもしれないですが、それが改革です。

私も仕事でヨーロッパからアメリカを周ることがありますから、浜松市のことでこんなに細かく言わなくてもいいのかなと思います。世界を相手に考えた方がいいです。しかし、みんな本当に血の出るような思いで稼いで税金を納めているのです。私は今、団結権の話が出たので言いますが、私の会社の社員は本当に一生懸命働いてくれています。そうして働いてくれるから利益が出るのですが、利益が出るから税金を払っているのです。そういう税金でやったださっている以上は、やっぱり自分たち行政も1つの考え方を持たないといけないと思います。だから、もう一度手当を見直してください。それだけお願いしておきます。手当の問題はこれ以上やりますと、まだまだいろいろこれからありますので、この辺で次の新公会計制度研究会について話し合いをしたいと思います。

(2) 浜松市新公会計制度研究会について

会長

「浜松市新公会計制度研究会」について、財政部から報告をお願いします。

財政部長

公会計研究会の関係の報告をさせていただきます。紙自体は、記者発表の時と同じ紙をお渡ししてあります。では、まず冒頭に、会長がおっしゃった浜松方式の会計基準ですが、これは会長はじめ、皆さんがおっしゃるように、スタンダードである必要がございますので、これについて浜松独自にやるということではないです。会長は東京都のお話をされましたけれども、東京都は確かに非常に先進的にやられているというふうに伺っていますが、総務省のほうでも、地方の公会計の研究会などしています。今、スタンダードの方が固まりつつありますので、浜松市としては、スタンダード、固まったものを採用したいと思っております。

新公会計制度研究会についてということでございますが、行革審等からご提言を賜っております企業会計方式の導入ということで、浜松市としては基本的には企業会計方式を導入していきます。内容といたしまして書いてありますが、その前提といたしまして、行政経営計画の52ページをお

願いたいと思います。51ページから民間的な会計手法の導入ということで書いてありますけれども、いろいろとその柱があるわけがございます。

行革審の方からは、企業会計手法を導入ということでご提言を賜っておりますけれども、非常に大所高所からご議論いただいたと思ひまして、1つは、要するに日常のコスト感覚、資産管理をしっかりとするというような視点、及び、中長期的に持続可能な財政運用をするための中長期的な視点等々、ひっくるめて財政の健全化に資するための企業会計手法の導入をするようにということのご提言を賜っているように理解してございます。その際に、前提となるものですが、先ほど申し上げましたように、会計基準につきましてはスタンダードが今固まりつつありますので、それを採用していくというのが1つあります。それについてシステム改修、行革審からいただいているご提言というのは、システムのみを入れるという話ではないと理解してございますけれども、システム改修につきましては、スタンダードが固まり次第システムを開発するというところで、21年度に行政経営基幹システムというもの、これは会計システムのみではないですけれども、それに合わせて対応していくということになります。

それが前提でございますが、今、研究会の方でお願いしている内容につきまして、先ほど映していた画面に戻っていただきたいのですが、研究内容といたしまして、私が申し上げたとおり、いろいろあるわけがございますけれども、3番の研究内容の4番目のところをご覧いただけたらと思います。中長期的に持続可能な財政運用のため新たな指標を検討するというところでございまして、これは行革審からもいただいております、普通会計、特別会計、企業会計合わせて目標設定するべきではないかと。よく行革審でも議論になりましたけれども、フローの方は今あるわけですが、ストックについての情報がないということで、それについても入れた指標設定が必要ではないかと考えておりまして、それについての研究をさせていただくということでございます。

もう1つはその上でございますけれども、バランスシートのみならず行政コスト計算書PLに当たるものですが、その他の財務諸表につきましては、現在、総務省方式ではやらせていただいておりますけれども、研究会の方でも開示資料として、中期でありますとか、あるいは必要な情報でありますとか、足りない分も多いのではないかとというような指摘をいただいておりますので、バランスシート及びその他の財務諸表の充実をするというのが2点目でございます。

3点目、その上のチェックの所をご覧いただけたらと思いますが、 balan

スシートのみならず、財務諸表について活用していくということですが、そこにも書いてございますように、連結バランスシート、これは開示資料としても充実させていくということでございます。あと、事業ごと、これはセグメントごとですね、あるいは施設ごとのバランスシートというのは、今後作っていくということにしております。

開示資料としてもバランスシートの充実、財政運営のための新たな指標の検討、指標の導入、及び事業、施設ごとのバランスシート、この3点をもって浜松方式というような形で考えてございます。バランスシートのみを作るという、システムのみを入れるというようにご提言いただいているわけではないと認識してございますので、この3点を併せまして浜松市の財政運営に活かしていきたいと考えてございます。これが研究会の研究内容でございます。

先ほど、事務局長の方からありましたとおり、5番の所をご覧いただければと思いますが、期間につきましては、第1回研究会は既に開催してございまして、第2回も6月3日に開催してございます。第1回におきましては論点の整理と申しますか、ブレインストーミングを行っていただきました。第2回につきましては、開示資料としてのバランスシートについて、東京都や国の動きなどを中心に議論をさせていただきました。第3回を6月28日に行う予定にしております。これは財政指標の話をしように思っております。10月を目途に最終的に取りまとめを行いたいと思っております。

メンバーですけれども、次のページをご覧いただきたいと思っております。7名で構成をさせていただいております。まず、座長には、関西学院大学経済学部の教授でいらっしゃる小西先生、この方は財政運営のプロでございまして、三重県などでバランスシートの導入に携わった方でもあります。10年来自治体のバランスシートと申しますか、財政運営についてご研究をされている方でもございます。2番目の方、監査法人トーマツの代表社員でいらっしゃいます森田先生でいらっしゃいますが、この方は総務省の新地方公会計研究会のメンバーでもあられまして、新しいスタンダードについてのご知見をいただくということにしております。なお、このお二人につきましては、財務省が管轄している財政審議会の研究会の委員でもございます。岡崎公認会計士におかれましては、包括外部監査人などもやっていただいております。市の会計については、非常にご賢察があるということにございまして、ご意見を賜ると。また、神村氏はスズキの常勤監査役でございまして、この方は企業会計のプロでございまして、企業会

計の視点から公会計を見ていただいているということでございます。後は、関係部長でございます。先ほど申し上げましたとおり、3点開示資料としてもバランスシート、財政指標の導入、事業別、施設別のバランスシートというのを導入するということを浜松方式としてやっていきたいということでございますが、18年度、今年度から開示資料としてのバランスシート、改善ですね、あと、施設別バランスシートの導入及び中長期的に持続可能な財政運営のための新たな財政指標の導入というのはやっていきたいと思っております。研究会は立ち上がって研究をしている段階でございますので、今日のところはご報告ということにさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長

今、説明のあったメンバーはどういう根拠で選ばれたのですか。

財政部長

どういう根拠かと申しますと、小西先生につきましては、財政運営の学問的な見地からのプロでございます。今、申し上げたとおり、三重県のバランスシート、これは1番最初に入れたバランスシートですけれども、これにも携わられた方でございます。理論的な支柱として考えてございます。森田先生は先ほど申し上げましたとおり、国のバランスシート・地方公会計制度の委員でもございますので、国、世界的な見地からご知見を賜ると。岡崎先生は、浜松市の財政に非常に詳しい方でいらっしゃいます。浜松市の職員についてもよくご存知の方でございますので、ワークするバランスシートといえますか、財務諸表等につきましては、ご知見を賜ると。あと、神村常勤監査役ですけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、企業会計のプロでございます。浜松商工会議所にアドバイスをいただきまして、お願いをしているわけでございます。あとは、関係部長でございます。

会長

行革審もそうですが、大体委員会の委員数は奇数であり、この委員会も奇数ですね。そして市から3人入っている。これはフェアではないからお話している。

財政部長

公会計の研究をするわけでございまして、市でシナリオを書いてやる話ではございません。あくまで各担当の意見を賜るということでございますので、その点につきましては、私は今回の委員の選任につきましては自信を持ってございます。

会長

東京に多くの学者がいるのに、なぜ関西から選んだのか。大体学者は学説を見ればどういう結論があるのかはわかる。

財政部長

小西先生に関しましては、非常にバランスシートについてはご知見を持っておられる。実際、開示資料としてのバランスシートは絶対必要だとしている。かつ浜松市の「財政のすがた」につきましては改善が必要であるとされている。小西先生で一番重要なところは中長期的な財政運営に関する財政指標が絶対に必要だということでございます。これは大切な視点だと思っておりますし、行革審においての議論そのままでございます。

秋山委員

研究会の中身はこれから審議される話なのでいいのですが、委員が一番大事です。そういう意味で気にしているところが2つあります。1つは、三重県のバランスシートの導入が成功した県なのかどうか。

財政部長

バランスシート自体が現在、非常に議論されているところです。実際、東京都もバランスシートの導入は平成11年からやっておりますが、非常に一生懸命やられているわけですが、財政指標を考えるとそこまで改善しているかどうかは議論があるところでございます。秋山委員がおっしゃったように、国、地方においても、バランスシートをどのように活用するかということが一番議論になっているところですので、そういうところを議論していただくということです。

秋山委員

質問に答えていないのですけれども、三重県は成功したのですか。

財政部長

成功する、しないの基準はどこにあるかというようなものをお知らせいただければと思います。

秋山委員

グローバルスタンダードな複式簿記になっているということです。

財政部長

要するにそれは何のためにやるのかという話だと思います。三重県がバランスシートを導入したことによって、PDCAサイクル等についても成果を上げているのは事実でございますし、財政指標については細かく承知

はしておりませんけれども、改善も図られているものではないかと思えます。しかし、それははっきりお答えできません。

秋山委員

心配していたのは、三重県で失敗したところの座長を連れてきたのでは、失敗するだろうと思ったので、成功したところの委員をお願いしたのであればそれはすごく期待できるということです。

財政部長

それはそういうふうに思っています。基準につきましては、会長がいつもおっしゃっているとおりグローバルスタンダードでございます。それにつきましては、東京都を含めて国が研究を進めてございます。今年度中には仕訳の方式が出ると思いますので、それを使っていくということでございます。

秋山委員

もう1つの質問は、東京都が複式簿記を採用していくことが非常に注目されています。東京都はどちらかというと指導力があるので、国より取り組みが早いと思います。だから、東京都の審議会あるいは、研究会で実際に腕を振った方を（浜松市の研究会に）ぜひお誘いするべきではなかったのかなと思います。10月までの間の短い期間、月1回程度のやり方でやろうとしたら、委員の中にはそういう人が必要なのではないかなということが1つと、もう1つはこの審議会がそれなりの答申書をまとめられた理由は、事務局の働きにあると思うので、事務局のメンバー構成や予算はどうなっているのかというのが大事になってくるのですが、事務局のことはこれに書いていないので心配しています。

財政部長

東京都の委員を呼ぶべきではないかということですが、森田先生は東京都ではございませんが、国の財務省および研究会で非常に知見があります。

秋山委員

私が言ったのは、国よりも東京都の方が進んでいるのではないかと思ったのですが。

財政部長

東京都の方が国より進んでいるかというのはまだ決まってございません。東京都は複式簿記のシステムを入れるということで先行しているとい

うことは認識してございます。スタンダードについては、東京都が国より進んでいるかどうかは結論は出てございません。したがって、全体的に捉えられる方ということと呼んで来たということでございます。

秋山委員

複式簿記については世界中の企業で採用しているわけですから、複式簿記にすることによって、何か問題が出るなどということはありません。

財政部長

複式簿記について問題が出るとは思ってはいません。実際、浜松市においても複式簿記については導入します。システム改修もします。ただ、どういう仕訳をするべきかということでは東京都においても、特に資本のところですね、あるいはインフラ資産等のところにつきましては工夫をされているわけでありまして、グローバルスタンダードの企業会計基準とは異なっております。

秋山委員

そういう工夫をしている真っ最中の人を委員に加えた方がいいのではないかと思ったのですが。

財政部長

だから、そのところにつきましては、情報は十分に入るような委員選定をしております。それは私も相当考えました。

会長

東京都は既に実施を4月から行うということを決めています。石原さんはノウハウをタダでお分けすると言っています。東京都の主幹の方も本に書いていらっしゃる。そういうものを見ながら、浜松方式という独自の方式という発想ではなくて、グローバルスタンダードということが基本になって、先に手をつけた自治体がやっていることを参考にしていって、肩に力を入れる必要はないのではないかということをお願いしているのです。

財政部長

会長のおっしゃるとおりでございます。グローバルスタンダードでございます。浜松方式というのは、会計基準について独自のものを作ろうとしているわけではございません。ただ、バランスシートを作って何をやるのかということを行革審の方でも強く言っていると思っております。

ざいますので、そこにつきましては、会長をはじめ、委員の方がいつもおっしゃっていただいているように、セグメントとか施設とかでコスト意識を持つようにやりたい。それから中長期的に臨時財政対策債の話も会長をはじめ、委員の方々からありましたけれども、そういうものも含めて中長期的にマネジャブルのような形にしていきたいということでございまして、それを含めての方式でございますので、そこは会長がおっしゃるとおりでございます。

会長

その辺を十分に活かしてやってもらいたい。ただ償却費を入れるとか引当金をとればいいというやり方ではなく、公共事業を含めたいろんなものの費用対効果を見極め、その辺を十分活かして、より安く、より有効にやるためには、バランスシートを作り、BSを作って、活用していくという、グローバルスタンダードが一番いいのです。それをきちんとやってほしいという注文です。

財政部長

その点については、行革審と方向性は一致しているので、がんばってやりたいと思っています。

会長

それでは、ちょうど今日は4時に終わることになっていましたが、少し過ぎましたが、これで、第1回目、通算14回目を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

3 閉 会

事務局

非常に白熱したご議論ありがとうございました。聴衆の皆様も長時間ありがとうございました。

次回の第2回の審議会は、7月30日の日曜日になりますが、午前9時から浜松商工会議所の1階のマイカホールで行います。議題につきましては「浜松市行政経営計画の進行管理」についてでございます。今日、ご協議いただけなかった外郭団体等々それも含めまして、実施してまいりたいと思います。また詳しくは、7月下旬までに新聞報道等々でお知らせをいたしてまいりたいと思います。また、行革審のホームページでもお知らせをいたします。また、そういったことから傍聴をご希望される方につき

ましては、ぜひお越しいただきたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、閉めさせていただきます。ありがとうございました。

会議録署名人